



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2021年7月13日号

新型コロナワクチン個別接種促進の財政支援を継続へ ~時間外等の加算も延長

《背景》 新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進などのための財政支援が、8月以降も継続される予定となった。厚生労働省の事務連絡で示された。

《解説》 当初の「7月末まで」の期間が延長されるものです。診療所が「週100回(150回)以上の接種を4週間以上行う」場合には、それに該当する週の接種回数に対して回数当たり2,000円(3,000円)を別途交付する支援策が「当面の間継続」とされ、8・9月および10・11月の期間も対象になる予定です。同様に7月末までとされていた、時間外・休日に接種した場合の加算措置(時間外730円加算、休日2,130円加算)も継続されます。

◎ワクチン接種の個別接種促進等のための財政支援(案)の概要

7月	8月	9月	10月	11月
<p>1 週100回以上の接種を4週間以上実施 (7月末まで/8・9月/10・11月の各期間ごとにカウント) → 「100回以上」の週の接種回数に対し、回数当たり「原則の2,070円に2,000円を追加交付」</p> <p>2 週150回以上の接種を4週間以上実施 (7月末まで/8・9月/10・11月の各期間ごとにカウント) → 「150回以上」の週の接種回数に対し、回数当たり「原則の2,070円に3,000円を追加交付」</p> <p>※診療所のみが対象。 ※週の考え方は、日曜日から土曜日まで。 ※同一の週を「週100回以上」および「週150回以上」として重複しない。 (例: 週150回が4週、週100回が2週あった場合、週150回以上のみが要件を満たす。この場合の週100回の2週については、下記3の交付の対象にはなり得る)</p> <p>3 「50回以上/日」の接種を実施 → 1日当たり定額で10万円を交付</p> <p>※診療所は、1または2の支援の要件を満たさない週の日が対象(1または2は、3との重複は不可)。</p> <p>●時間外等加算相当分の上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外=730円 (2,070円 → 2,800円) ・休日=2,130円 (2,070円 → 4,200円) 				

※厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について(2021年5月25日付)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000784464.pdf>)、「新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び職域接種における支援策について(2021年6月18日付)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000795202.pdf>)、「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて(2021年6月23日付)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000797246.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002
TEL. 03-6451-1617